

公益社団法人青森県植物防疫協会役員の報酬・費用弁償等支給規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県植物防疫協会定款（以下「定款」という。）第25条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等 報酬及び役員賞与であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用 職務の遂行に伴い発生する旅費、交通費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第25条に規定するとおり、報酬等は、常務の理事のみに支給することとし、非常勤の理事及び監事に対しては、支給しない。

- 2 報酬等の額は、1人につき年額4,287,500円以内で、この法人の収支状況を勘案し、理事会で決定する。
- 3 報酬は、月額とし、毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日にもっとも近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。
- 4 役員賞与は、報酬月額に5.5を乗じて算出される額を限度とし、毎年6月30日及び12月10日（その日が日曜日、休日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日にもっとも近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 6 常務の理事には、旅費支給規則に準じて費用を支給する。
- 7 報酬等及び費用は、本人が指定する銀行口座への振込みにより支払う。
- 8 職員を兼ねる役員に対しては、職員としての給与（通勤手当）を支払うことができる。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成27年4月1日より適用する。
- 3 この規程の改正は、平成31年4月1日より適用する。
- 4 この規程の改正は、令和6年4年1日より適用する。